

# 図書館条例

〇かしはら万葉ホール条例（抜粋）

平成 8 年 2 月 23 日  
条 例 第 1 号

改正 平成 09 年 03 月 26 日 条例第 03 号 平成 09 年 12 月 24 日 条例第 25 号  
平成 13 年 03 月 27 日 条例第 06 号 平成 14 年 12 月 25 日 条例第 30 号  
平成 15 年 06 月 30 日 条例第 14 号 平成 17 年 06 月 30 日 条例第 20 号

目 次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 文化ホール(第 3 条～第 13 条)

第 3 章 科学館(第 14 条～第 17 条)

第 4 章 図書館(第 18 条～第 21 条)

第 5 章 雑則(第 22 条・第 23 条)

附則

第 4 章 図書館

(設置)

第 18 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 19 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	橿原市立図書館
位 置	橿原市小房町 11 番 5 号

(入館者の責務)

第 20 条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しないこと。
- (2) 善良な管理者の注意をもって、施設、附帯設備及び図書館資料を使用すること。

(入館の制限等)

第 21 条 館長は、橿原市立図書館(以下「図書館」という。)に入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 動物類(身体障害者補助犬を除く。)を携帯する者
- (3) 図書館資料又は施設を損傷するおそれがあると認める者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年規則第 3 号で、平成 8 年 4 月 1 日から施行。ただし、第 13 条、第 17 条の規定中第 9 条の規定を準用する規定及び第 20 条から第 22 条までの規定は、当該施設の供用開始日である平成 8 年 7 月 1 日から施行)

(準備行為)

2 使用許可の申請その他文化ホールの施設等を供用するために必要な準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 9 年条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 25 号)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の橿原市使用料条例、橿原市福祉センター条例、橿原市昆虫館設置及び管理に関する条例、橿原市斎場設置及び管理に関する条例、橿原市公園条例、橿原市立体育館設置及び管理に関する条例、橿原市万葉の丘スポーツ広場条例、橿原市まちなみ交流センター設置及び管理に関する条例又はかしはら万葉ホール条例の規定により使用の承認又は許可を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年条例第 6 号)抄

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のかしはら万葉ホール条例、橿原市立体育館設置及び管理に関する条例又は橿原市万葉の丘スポーツ広場条例の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 14 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。